

豊頃町定住促進等住宅取得補助事業のご案内

豊頃町では本町に定住する人口の確保を図るため、自ら居住するための住宅を**新築**もしくは**建替**をする方、または**中古住宅**を購入する方に対する支援措置として、補助金の交付を行います。事業の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間です。

交付対象住宅

新築	用地取得費を除く建築に係る費用が700万円以上で、居住部分の床面積が70平方メートル以上の住宅を新たに建てる場合
建替	現に町内に住宅を有する者、またはその世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者が、居住部分の床面積が70平方メートル以上で、建築に係る費用が700万円（用地取得費を除く）以上の住宅を建てる場合
中古住宅	居住部分の床面積が70平方メートル以上で、過去に住居として使用された住宅。ただし、3親等内の親族から購入する住宅は除く

補助金の額

区分	事業内容	補助金	
		現金	豊頃町商品券
新築	住宅新築補助金	80万円	20万円
	町内業者施工のときの増額補助金	50万円	—
	豊頃南町宅地分譲地建設のときの増額補助金	60万円	20万円
中古	中古住宅購入補助金	30万円	20万円
	町内業者施工によるリフォームのときの増額補助金	50万円	20万円

- (1) 建替の補助金額は、新築の2分の1相当額になります。
- (2) 町内業者施工の増額補助金は、元請業者が町内業者である場合に限りです。
- (3) 中古住宅購入補助金は、用地代金を除く購入価格の20パーセント以内、50万円が限度です。
- (4) リフォームの増額補助金は、リフォームに要した額の20パーセント以内、70万円が限度です。

補助金申請

補助金の交付を受けようとする方は、対象となる住宅に入居した日から1年以内に「豊頃町定住促進等住宅取得補助金交付申請書」に必要な書類を添えて町企画課へ提出してください。

また、中古住宅を取得し補助金の交付を受けようとする方は、正式申請の前に事前の届出書の提出が必要となります。

詳細については企画課町づくり推進係にお問合せください。

補助金の返還について

次の場合、当該補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金額の全部または一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請後に同一世帯員のいずれかが、要綱に規定にする暴力団員であることが判明したとき。
- (3) 住宅取得の日から10年未満で町外に転出し、もしくは町内転居したとき、またはその住宅を譲渡し、もしくは貸し付けたとき。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

12月16日は

衆議院議員総選挙の投票日です 最高裁判所裁判官国民審査



入場券をお確かめのうえ、投票所にお越しください

投票区	投票所	区域	投票時間
1	豊頃町える夢館	茂岩一区、茂岩二区、茂岩三区、茂岩四区、茂岩五区、茂岩六区、牛首別区、茂岩南区、下農野牛区、農野牛区、礼作別区、旅来区	7:00 ～ 19:00
2	二宮構造改善センター	二宮東区、二宮中央区、二宮西区、湧洞区	
3	統内生活センター	統内区、二里塚区、平和区	
4	十弗農業センター	十弗町内区、礼文内区、十弗西区の一部	
5	豊頃地域コミュニティセンター	豊頃一区、豊頃二区、豊頃三区、上幌岡区、下幌岡区、豊頃区	
6	中央区コミュニティセンター	中央一区、中央二区、中央三区、十弗西区の一部	
7	大津地域コミュニティセンター	大津一区、大津二区、大津三区、長節区	

第46回衆議院議員総選挙と第22回最高裁判所裁判官国民審査が12月16日に行われます。選挙は私たち国民が政治に参加する最大の機会です。大切な一票を棄権することなく、自分でよく考え、責任を持って投票しましょう。

投票入場券は、12月4日に封書で世帯分を郵送します。名前、投票所を確認のうえお越しください。また、万一、破損、紛失した場合でも、投票所で係員に申し出ていただければ投票できます。

詳しくは豊頃町選挙管理委員会（豊頃町役場内 ☎ (574) 2211）までお問合せください。

サイレンの吹鳴を行います

明るくきれいな選挙の啓発普及と危険防止を呼び掛けるため、次のとおりサイレンを吹鳴します。

日時

12月16日（日）午前7時（投票開始時間）
午後6時（投票所閉鎖1時間前）

地区

茂岩・中央区・豊頃・大津・十弗の各市街

期日前投票制度をご利用ください

仕事の都合や旅行などで、投票日の投票が困難な人は、選挙の公示日の翌日から投票日の前日までの期間に、期日前投票ができます。

期日前投票期間 12月5日（水）～12月15日（土）
午前8時30分～午後8時

（最高裁判所裁判官国民審査は12月9日（日）～）

期日前投票所 役場2階会議室

このような場合……
不在者投票ができます。

■入院中の入

北海道選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所先の施設にお問合せください。

■町外に滞在中の人

滞在先の選挙管理委員会へ、不在者投票ができます。

事前に、豊頃町選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

■体が不自由な人

体が不自由で投票所に行けない人は自宅郵便による不在者投票ができます。この方法で投票できる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人（要件があります）、介護保険被保険者証に要介護5と記載されている人であらかじめ「郵便等投票証明書」の交付（町選挙管理委員会に申請）を受けている必要があります。

開票は即日行います

開票は12月16日（日）
午後8時15分から

豊頃町える夢館はるにれホールで行います。この参観人は先着50人までです。参観を希望される方は午後8時までにご来場ください。